

設計図書等に関する質問回答（令和6年7月16日発注分）

業 務 名		道路附属物点検業務委託
1	質 問	本件の入札に関して、資本関係又は人的関係のある会社同士での入札参加はお認めいただけますでしょうか。
	回 答	明石市では、ご質問のケースにおいて入札参加に制限を設けておりませんので、入札参加は可能です。
2	質 問	関係事業者との協議調整等により、業務に遅延が生じた場合、工期延伸の余地はございますか。
	回 答	原則、工期延伸は行いませんが、明石市業務委託契約約款 第10条のとおり、天災その他自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができます。
3	質 問	高所作業車の使用及び、交通誘導警備員の配置が必要となった場合、設計変更の対象となりますでしょうか。
	回 答	現地の状況や関係機関等との協議等により、高所作業車の使用や交通誘導警備員の配置が必要となる場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とします。
4	質 問	特記仕様書 P2.第9条(道路照明点検) 「ボルトの緩みについては、過年度の点検作業時に「合いマーク」が設置されている場合には合いマークの確認を実施すること。合いマークが施工されていない場合には、点検にあわせて合いマークを施工すること。触診や打音の必要性については、事前打合せにて最終確認すること。」と記載がありますが、高所において梯子等では合いマークの施工が困難である場合、合いマークが施工されていない場合の対応方法をご教示ください。
	回 答	特記仕様書 第1章 第3条②、③の点検要領のとおり、合いマークが施されていない場合には、近接してゆるみ等の有無の確認を行うものとし、点検に併せて合いマークを施すものとし、ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、決定することとします。
5	質 問	特記仕様書 P2.第10条(シェルター点検), 第0-0007号内訳表 シェルター点検の単価は、設計上、「昼間」で計上されておりますでしょうか。また、交通誘導員が必要となる場合は設計変更の対象となりますでしょうか。
	回 答	シェルター点検の単価は「昼間」で計上しております。 交通誘導員は不要と考えておりますが、関係機関等との協議の結果、交通誘導員が必要となる場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とします。

6	質 問	<p>特記仕様書 P1.第 3 条(通則),P2.第 10 条(シェルター点検)  シェルター点検における準拠基準は、第 3 条②、③と記載されていますが、これらは、照明等の附属物を対象にしたものであると思われます。点検結果を取りまとめるうえでの判定方法や点検調書の様式についてご教示ください。</p>
	回 答	<p>判定方法や点検調書の様式については、特記仕様書 第 1 章 第 3 条②、③の点検要領を準用するものとし、監督員と協議の上、決定するものとします。ただし、本業務の目的を達成するために、より相応しい準拠基準や判定方法、点検調書の様式などを提案することについて、妨げるものではありません。</p>
<p>以下、質問はありません。</p>		